$C_{11}H_{10}$　分子量　142.20

1－Methylnaphthalene　[90－12－0]

含　量　本品は，1－メチルナフタレン（$C_{11}H_{10}$）96.0%以上を含む。

性　状　本品は，無～微黄色の透明な液体で，特有のにおいがある。

確認試験　本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し，本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき，同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験　(1)　屈折率　n_D^{20}=1.612～1.618

(2)　比重　d_{25}^{25}=1.017～1.025

(3)　酸価　1.0以下（香料試験法）

定量法　香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(1)により定量する。ただし，カラム温度は，150℃から毎分5℃で昇温し，230℃に到達後，24分間保持する。

第2のEのメチルセルロースの目の次に次のように加える。

1－メチルナフタレン

1－メチルナフタレンは，着香の目的以外に使用してはならない。

○経済産業省告示第百九十九号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年九月十八日　経済産業大臣　宮沢　洋一

二の表の第1のイラクの項中「特定外国文化財」の下に「及び三の6の(3)に掲げる被占領地域流出文化財」を加え、同表の第1のシリアの項を次のように改める。

シリア	1	輸出貿易管理令別表第一の一の項（十三）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。）、同項（十三の二）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。）、同項（十四）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。）、同項（十六）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。）及び同表の三の項(一)に掲げる貨物
	2	平成二十三年三月十五日以降にシリアにおいて不法に取得された文化財（三の6の(2)に掲げる特定外国文化財及び三の6の(3)に掲げる被占領地域流出文化財を除く。）
	97・01	
	97・02	
	97・03	
	97・04	
	97・05	
	97・06	

二の二の表の第1の93・05から93・07までの項を次のように改める。

93・05	関税率表第9305・99号であって、プラスチック製、ゴム製、革製、コンポジションレザー製又は紡織用繊維製のもの ロ　三脚その他の特殊な支持具 ハ　銃用のつり帯及びバンド並びに銃身又は銃床の環 ニ　銃の反動吸収器で取外しができるもの ホ　撃針を保護するための空撃ちケース
93・06	爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾を含み、カートリッジウォッドを除く。）
93・07	刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品（刀身に限る。）

三の8の(7)中「限る。」の下に「ただし、中央アフリカを原産地又は船積地域とするものを除く。」を加える。

三の9の(4)中「ルクセンブルグ」を「ルクセンブルク」に改める。

○経済産業省告示第二百号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第十四条ただし書の規定に基づき、平成二十七年経済産業省告示第百六十号（輸入貿易管理令第十四条ただし書の経済産業大臣が定める場合）の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月十八日　経済産業大臣　宮沢　洋一

第二号中「第1」を「第1のイラクの項に掲げる貨物をいう。）、同理事会決議第二千百九十九号に定めるシリアにおいて不法に取得された文化財（輸入公表二の表の第1のシリアの項の項目番号の欄の2」に、「場合。」を「場合」に改める。

第六号、第八号及び第九号中「場合。」を「場合」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年九月十八日から施行する。ただし、第九号の改正規定は、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

○経済産業省告示第二百一号

石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第十三条第一項の規定に基づき、特定石油精製業者等を次のように指定したので、同条第二項の規定に基づき、告示する。なお、平成二十四年経済産業省告示第二百五十三号は、平成二十七年九月十七日限り、廃止する。

平成二十七年九月十八日　経済産業大臣　宮沢　洋一

地域	商号、名称又は氏名	住所及び主たる事務所の所在地
第一地域（北海道）	出光興産株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目一番一号
	コスモ石油株式会社	東京都港区芝浦一丁目一番一号
	ＪＸ日鉱日石エネルギー株式会社	東京都千代田区大手町二丁目六番三号
	昭和シェル石油株式会社	東京都港区台場二丁目三番二号
	東燃ゼネラル石油株式会社	東京都港区港南一丁目八番十五号
第二地域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）	出光興産株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目一番一号
	コスモ石油株式会社	東京都港区芝浦一丁目一番一号
	ＪＸ日鉱日石エネルギー株式会社	東京都千代田区大手町二丁目六番三号
	昭和シェル石油株式会社	東京都港区台場二丁目三番二号
	東燃ゼネラル石油株式会社	東京都港区港南一丁目八番十五号